

■大村市 保育所等（2・3号）の災害発生時における臨時休園の基準

令和8年5月29日改定

警戒レベル	市からの情報 (避難情報等)	防災気象情報等	市民に求める行動	休園基準	保育所等の対応基準	
					開所前 (登園前)	開所中 (保育中)
5	緊急安全確保	レベル5氾濫特別警報 レベル5大雨特別警報 レベル5土砂災害特別警報 レベル5高潮特別警報	・生命を守るための最善の行動をとる	休 園	・保護者へ休園の旨連絡	・あらかじめ想定している避難対応を行う。 ※保護者への状況報告及びに速やかなお迎えの依頼
4	避難指示	レベル4氾濫危険警報 レベル4大雨危険警報 レベル4土砂災害危険警報 レベル4高潮危険警報	・避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。 ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	原則休園 ※施設及び施設の周辺の安全が確保されている場合に限り開園できる（ハザードマップ危険区域内の施設は特に慎重に判断する）	・保護者へ休園（開園）の連絡 〈開園する場合〉 ・保護者へ今後の警戒レベルの引き上げ等を考慮し登園判断する旨連絡 ・保護者へ今後警戒レベルの引き上げになった場合の対応通知	・あらかじめ想定している避難対応を行う。 〈休園する場合〉 ・保護者への状況報告及び速やかなお迎えの依頼 〈開園のままの場合〉 ・保護者への状況報告、可能な範囲でお迎えの依頼及び今後の警戒レベル引き上げの際の対応通知
3	高齢者等避難	レベル3氾濫警報 レベル3大雨警報 レベル3土砂災害警報 レベル3高潮警報	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始	開 園	・保護者へ今後の警戒レベルの引き上げ等を考慮し登園判断する旨連絡	・保護者へ発令の周知及び今後の警戒レベル引き上げの際の対応通知
2	—	レベル2氾濫注意報 レベル2大雨注意報 レベル2土砂災害注意報 レベル2高潮注意報	・ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認	開 園		
1	—	早期注意情報	・最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める	開 園		

〈留意事項〉

- ① 臨時休園は市が発令する警戒レベル（避難情報等）に応じて判断し、原則、警戒レベル4で臨時休園となります。警戒レベルは、市が様々な情報をもとに総合的に判断し発令するため、必ずしも防災気象情報等と同じレベルの警戒レベル（避難情報等）が同時に発令されるわけではありません。
- ② 上記基準のほか、その運用に当たっては、施設長が災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況（予見される場合を含む。）、施設の立地状況や周辺状況、職員の参集状況等把握したうえで、対応を判断してください。
- ③ 上記基準等により臨時休園とした場合も、保護者が災害発生の状況において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等であって、かつ、施設での保育の提供が必要な場合は、施設長の判断により、その子どもを受け入れることができます。

大村市 防災情報 http://bousai.city.omura.nagasaki.jp/ 	大村市 HP https://www.city.omura.nagasaki.jp/ 	大村市公式 LINE 「@omuracity」でID検索し、「追加」ボタンを押して登録 	大村市公式 facebook https://ja-jp.facebook.com/city.omura/ 
--	--	---	--